

大分市成年後見制度利用促進基本計画（案） 概要版

大分市

計画の概要

- 1 大分市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって
- 2 大分市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念・施策概要等

1 大分市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

支援者は介護・福祉サービス利用手続きや入院手続きといった「身上監護」、預貯金管理、生活費等の支払い、不動産管理といった「財産管理」を行います。

また、成年後見制度の理念として、「ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和」が求められています。そのため、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること（身上配慮義務）が後見人の役割とされています。

（注）ノーマライゼーションとは・・・障がいのある方と障がいの無い方が同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指す理念です。

2. 成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」、「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は判断能力の不十分な方に対する制度です。

判断能力の程度に応じ、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに区分され、支援者の呼称も「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」に区分され、支援できる範囲も異なります。

「任意後見制度」は判断能力が十分にある方に対する制度で、支援者の呼称は「任意後見人」です。

あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、将来判断能力が不十分になった場合に備え、その契約に基づき、任意後見人が本人を支援する制度です。

3. 基本計画策定の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

4. 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は「大分市総合計画」を最上位計画、「大分市地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画である「大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画」、「大分市障害者計画」との整合、連携を図ります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）抜粋

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5. 基本計画の期間

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の3か年です。

この計画は、関連性の高い「第4期大分市地域福祉計画」と期間の満了を合わせるものとします。

なお、社会情勢等の大幅な変化があった場合には、計画期間中であっても必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

	年度			
	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
計画名	大分市成年後見制度利用促進基本計画			次期計画
	第4期大分市地域福祉計画			次期計画

6. 計画策定のための取組状況

令和2（2020）年度に学識経験者、医療・福祉関係者、司法関係者、市民等で構成される大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会を開催し、議論しました。

また、令和2（2020）年12月には公募意見手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を計画に反映させるよう努めました。

7. 計画の推進

国の基本計画の基本的な考え方である「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」、「身上の保護の重視」の観点から本市の計画が適切に運用されているか、進捗状況や実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善を図ります。

2 大分市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念・施策概要等

1. 計画の基本理念

法の趣旨を踏まえ、権利擁護にあたって支援を必要とする方が成年後見制度を積極的に活用できるように、成年後見制度利用を促進していくため基本理念を定めます。

【基本理念】

誰もが意思の決定を尊重され安心して暮らせるまちづくり

2. 施策の概要・本市の具体的な取り組み

基本理念に基づく施策の実施にあたり、本市では以下の具体的な取り組みを行います。

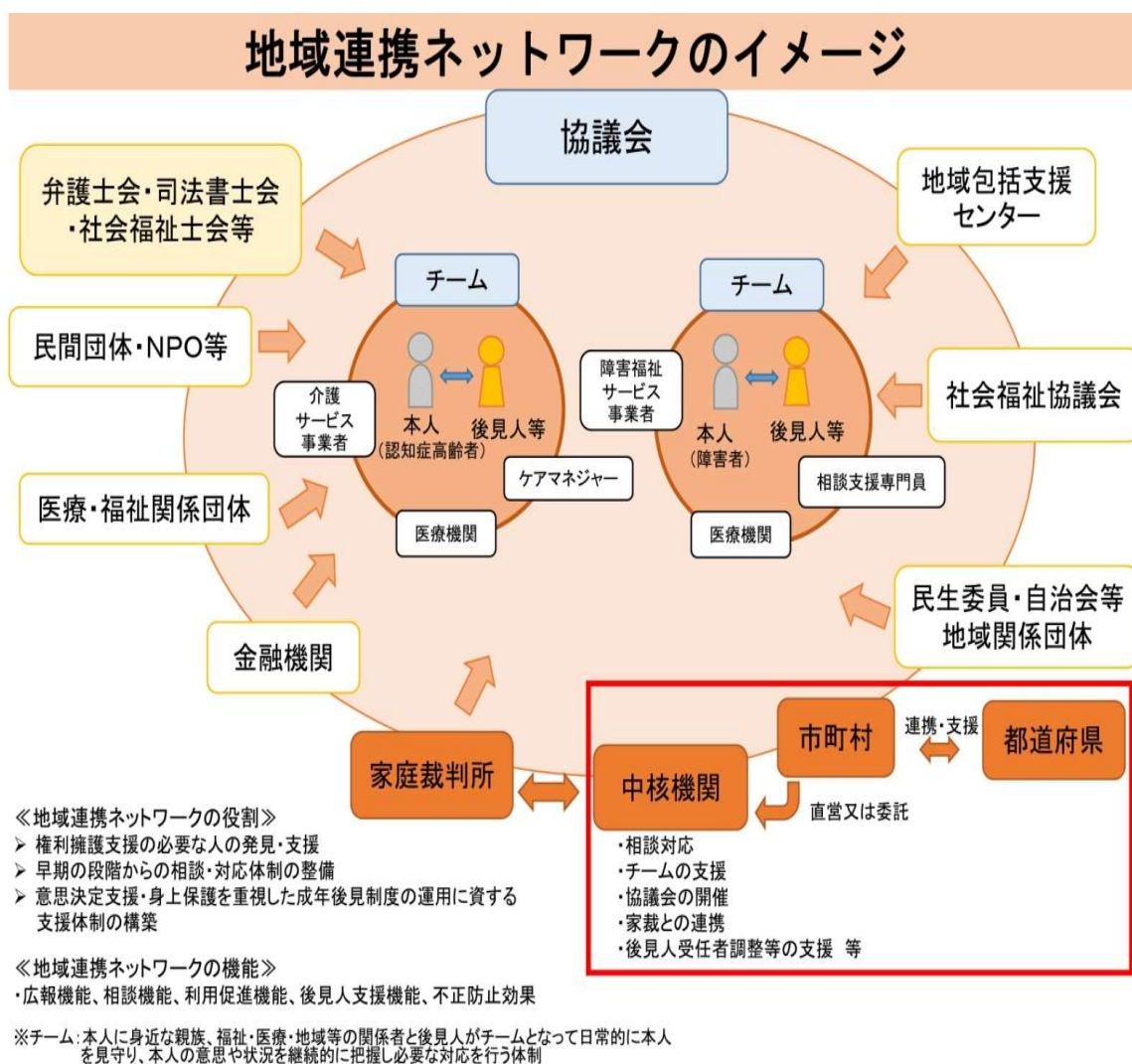
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

権利擁護支援を必要とする方が成年後見制度を利用できるように地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、ネットワーク全体をコーディネートする中核機関を整備します。

地域連携ネットワークは全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるように、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

また、中核機関は地域連携ネットワークの中核として、法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から得るノウハウ等を蓄積し、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担うほか、ネットワーク全体をコーディネートすることで、様々なケースに対応できるように、関係機関との連携・調整等を担う役割を負います。



本市の具体的な取り組み

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備
 - ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- (2) 地域連携ネットワークの仕組みづくり
 - ① 協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」の整備
 - ② 「チーム」に対し必要な支援を行う「協議会」の整備
- (3) 地域連携ネットワークの要となる中核機関の整備・運営
- (4) 中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備

2 成年後見制度の普及啓発

本市における令和元（2019）年度末現在の知的障がい者は4,121人、精神障がい者は4,563人、認知症高齢者は19,728人であり、年々増加傾向にあります。

これに対し、本市の成年後見制度利用者数は令和元（2019）年度末現在で588人に留まっていることから、より多くの方が制度のメリットを受けられるよう普及啓発を図ります。

また、ニーズ調査の結果、成年後見制度については、ほとんどの方が「知っている」または「聞いたことはある」と回答していましたが、成年後見制度利用に関する助成事業については、「聞いたことがある程度」または「知らない」と回答した方が8割程度を占めていたことから、助成事業についても普及啓発することにより、市民に適切な情報が届くよう努めます。

本市の具体的な取り組み

（1）成年後見制度の普及啓発

- ①パンフレットの作成・配布、ホームページの活用、講演会や相談会の開催等
- ②民生委員・児童委員に対する制度の周知
- ③地域包括支援センター等の福祉関係者に対する研修内容の充実
- ④高齢者の権利擁護業務に携わる関係行政機関との連携による一層の情報発信
- ⑤障害福祉サービス等指定事業者や大分市障がい者相談支援センター等への一層の情報提供

3 成年後見制度利用支援

成年後見人への利用支援として、親族後見人を含む支援者への相談支援の充実を図ります。

配偶者や親族による後見開始の審判の申立が期待できない方については、市長が申立を行うとともに、成年後見制度の利用者に対する支援を拡充させるため、成年後見人等への報酬助成について、必要な見直しを検討します。

また、より多くの担い手を育成するため、市民後見人の養成について継続的に取り組み、資質の向上を図ります。

本市の具体的な取り組み

- （1）成年後見人等報酬助成事業における対象要件および範囲の拡大についての検討
- （2）市民後見人の養成及び積極的に活用することができる体制の整備
- （3）成年後見制度の利用促進に関する事項の調査・検討をする体制整備
- （4）日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする体制整備
- （5）成年被後見人の意思決定を支援するアドボカシー導入の可能性についての調査研究